NEWS LETTER にゅーすれたー 71号

研修版

さる 3 月 19 日(金)に行われた、「**これからのファミリーホームについて**」

一日本財団『ファミリーホーム制度に関する提言書』をもとに一

早稲田大学教授 上鹿渡 和宏先生のお話をお聞きしました。ここではその講演をまとめてみました。**ZOOM** での参加者は45FH (開始時点) でした。



まず家庭養護という定義からは「Family Based Care」であること、家庭的養護「Family Like Care」(施設が含まれる)とは区別され、公的に認可されたカップル、個人により彼ら自身の家で提供されるとしています。

2016 年 10 月 21 日に行われた

「第 4 回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の席ではF H は里親の一部として扱われたが、里親制度とF H を一体的に考える必要性があるということになり

FHからは次のような意見が出されました。

- 1,施設からFHを開設することで家庭養護から乖離する恐れが出てきた。
- 2, 家庭養護か否かではなく支援の在り方を論じる必要がある。 高齢児中心の委託を受けて自立支援に注力するホーム、課題の多い子ども を補助者を複数配置して支援するなど 地域に欠かせない存在になってき ている。
- 3, 里親制度の充実なくしてFHの拡充はない。現行の里親類型の見直しや新設の検討が急務である。特に専門里親制度は委託の実態と合っていない。
- 4, F H 委託は被虐待児、障がいなど課題のある子が多くなっている。また中 高生など年齢の高い子が特徴と言える。

という意見が出されました。

「家庭養育の境界」として

- 家庭養育にFHが含まれるが、その養育者が里親登録を受けている場合に 限り家庭養育の一形態とすべきである。
- FHの養育者を里親に限定する。(28年の新ビジョン)となりました。

また新ビジョン(「新しい社会的養育ビジョン」の略)では

「ケアニーズに応じた措置費・委託費への移行」が書かれ、子どもニーズを適切 に把握する方法を検討し、これに基づく加算を行うべき」とされました。

加えて「年齢、行動上の問題、医療的ケアの必要性などに基づきケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要がある。

国は早急にケアニーズの内容や程度による加算制度に関する検討を開始するべきである」としています。

また「里親類型の在り方やそれに応じた研修体系や委託の在り方を見直すべきで ある」とし

- ショートステイ里親 一時保護里親 親子(母子)への生活を提供 して子の安全と親の安定を図る里親(注 新しい考え)
- 医療的ケアの必要な子どもや行動障がいのある子どもに対して専門性を有した者が養育に専念して行う里親を想定

そのうえで

里親養育への「専念を義務化」(里親養育の職業化)と相応の委託費をセット にし安定した委託を期待できる と考えています。

さらに多様な里親類型の創設や、「里親名称」を変更すべきともしています。

そして、フォスタリング機関への公費負担、FH及び里親への委託費を決定する 仕組みを導入すべきだともしています。(注 里親の細分化と措置費・委託費の細分化)

「ファミリーホームのこれからを考える」

- ① フォスタリング機関の下でチーム養育を実践する養育里親
- ② 小規模・地域分散化された施設
 - FHは各地域でどのような子どものニーズをどう満たしていくのか
 - F H は既存の形態では満たせない子どものニーズを満たすための新しい方法と考えるが、当初の目的は達せられているのか
 - 各地で里親委託率 5 0 ~ 7 5 % へのアップを考える際地域における今後の 自身をどう考えるのか。都道府県計画により施設養護、里親養育が変わって いくことが想定される中で F H はどう変わるのか変わらないのか。

「ファミリーホーム制度に関する提言書」の内容に入ります。

「ファミリーホーム制度に関する提言書」令和2年10月に発表 これまで6回開催、10名の研究会員が所属(大学教授、児童家庭支援センター、 北川会長、日本財団、キーアセット、乳児院他)

養育の要

「日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や、養育者との関係を確保すること」の実践する場がファミリーホームである。

【諸外国の例では養育人数は、委託数は3人以上が多い(3人までが多い)。養育上の課題がある子、複雑な課題がある子はより少人数となる傾向がある。インセンティブ(集中的)ケアは1人、愛着形成には少人数がよい。】

FHの実態と望み

F H は「心身障がい」が 4 6. 5 % 被虐待児が 5 3 % の児童がいます。運営形態では夫婦+補助者が 7 0 % (補助者 2 人以上も 5 0 %以上)、措置児童は 6 人が 3 3 %、5 人が 3 0 %になっています。年長児童、被虐待児、障がい児にも重要な場になっています。

また FH 運営者アンケートでは、措置児童数は 4 人以下が望ましいは 6 0 %になります。

「子どもへの質の高い養育の安定的な提供を役割とします」

里親類型の増加と里親の職業化

里親類型は 4 つに分けられます。養育、専門、養子縁組、親族ですが、これ以外にも類型を増やす必要があります。それによって多様な担い手の参画を促すことも一考の余地があります。例えば、養育に伴う里親手当を抜本的に見直し、職業としても成り立つような、いわゆる「職業化」を可能にすることも一案。また養育者であった里親と連携して自立支援やアフターケアに特化して取り組む里親(自立支援里親)も想定されます。

FH制度の改善に向けた論点

- ○「社会的養育ではあくまで子どもの最善の利益を追求することを念頭に各制度の整合性が図られるべきである」で「Family Based Care」をあり続けること。
- ○「家族再統合支援や子どもの自立支援などの役割を積極的に果すことも期待される|
- ○子どもと一緒に住んでいない、また一緒に住んでいるが自宅は別のFHについて は今後その在り方を見直し、家庭養護へ回帰することを期待したい」「難しい場合

は将来的に地域小規模施設などへの位置づけの整理を検討すべきではないかーF Hや地域小規模にはそれぞれ相互に補完しつつ果たすべき役割について中長期的 な議論が必要 |

○里親制度のうち「専門里親」では追加的な研修や経験年数等を認定要件として、 更新のための調査も実施されていることからも、FH でも類似の取り組みが考えられる。

ケアワーク及びソーシャルワークの協働

養育者は協力者を活用し、養育の在り方をできるだけ「ひらく」必要がある。家庭でのみ遂行するのではなく、社会的資源を活用しつつ具体化することが重要である。児相、フォスタリング機関、児童養護施設の地域支援部門、児童家庭センター、ピアサポート (FH 同士での交流)、レスパイトなど通じて「ひらく」を実行していく。

運営の多様性と多機能化

F H制度開設から 10 年を経過し、多くのF H がインケアの充実だけではなくアフターケアの拡充も求められているはずなので、社会的養護自立支援事業やアフターケア事業所との連携が望まれる。またF H とは別に地域子育て支援拠点事業所や児童家庭センター等を立ち上げたりする場合は、家庭と事業を分けることも検討に値する。

定員数の見直し

子どもの声、海外の実態などを考慮し、4人も可能としていく。

運営の安定性

FHが4人となってくれば措置費の見直しが検討課題になる。



≪短期的視点(3年以内)で対応すべき事項』≫

『家庭養育としての FH と定員数改革』

- Family Based Careの順守
- 委託人数を現在の5~6人から4~6人へ変更する。(里親委託は3名まで)一子どもに家庭と感じられる状況に一
- FH は 4 名を基本とし、子どものニーズや年齢、養育者の経験や専門性を慎重に勘案した上で 6 人までを可能にするが、委託人数は 4 人と 2 名の里親家庭のレスパイト受入れ、地域の里親家庭のハブとしての役割を果たすなど多様なあり方を考える。



『社会的資源との連携強化』

- F Hのまま地域の家庭支援の機能を強化していくためにも、実施主体がNPOなどを創出したり、児童家庭支援センターとの相互支援関係を強化したりすることも検討する(F Hの子どもを優先し、別の活動場所を構えるなどの配慮も必要)。
- 社会的資源との連携を強化することは必要不可欠。

『養育者の専門性の向上』

○ 障がい、被虐待の経験がある子どもにとって、家庭で育つ経験が大切である。F 日はその役割を果たしている。こうしたケアニーズの高い子どもの養育について、 専門性が担保されたF日には措置費を増額したり、障がい児や被虐待児などケア ニーズの高い子どもの受け入れを専門としたりなど、養育者内での役割分担、機 能分化も検討。

『子どものニーズに合った養育を支援するための財政的措置』

○ 施設養育では乳幼児加算、被虐待児加算、障がい児加算があるが里親・FHには 加算が認められていない。しかし本来、子の養育の困難性に応じて里親やFHに ついては委託費や措置費を加算する制度が設計されるべきである。

≪中長期的(5~10年)で対応すべき事項≫

- 子どものニーズに応じた養育と措置費等の制度改革。一例として 4 人定員の F H の暫定定員払い、5~6 人定員には措置費の上乗せすることも考えられる。
- F Hだけでなく、関連制度の再整理。職業としての家庭養護が参画することにも 道を拓くことなど検討の余地も大きい。職業的性格を認めることにより、モラル ハザードが生じたり、不適切な養育は厳に防がなければならない。そのための制 度的機構としての英国の"Ofsted"なども参考になるだろう。

本のてま 加の か ¬ F 学本 機会になれば、 た。 財 団 す。 有 識 な で В 大は北 者 H 今 が と ら を 変 Ш \mathcal{O} 交え、 うこと か 研究 今 上 お 会 Н 後鹿 忙の 長 b 会を開 は \mathcal{O} 渡 こで、 い 時 ん 挨拶 ま F 先 Н 生 た Н を考え 催私の昨あを 期は おだ た姿年 る を ち て ベ迎 進 も外 え思級 き 月 き 日なし

以上、まとめてみましたが、詳しくは 「ファミリーホーム提言書」日本財団 で 検索し資料をご覧ください。



お疲れ様でした なお、レター60 号も参考にしてください。

70 号掲載の日本財団と大分県との協定は山梨県とも結ばれました。

日本ファミリーホーム協議会

令和3年4月